

相続救急110番

「相続難民」にならないために

発行：司法書士法人 ABC



〒540-6591
大阪府大阪市中央区大手前1丁目7番31号
OMMビル15階
TEL:06-6232-8797 FAX:06-6232-8798
http://www.abc-jsc.com/

2015年1月の相続税法改正を前後して、「相続」の話題が報道などで取り上げられることが多くなりました。司法書士法人ABC発行のニュースレター『相続救急110番』では、一般人が知らない「相続」にまつわる落とし穴やリスクに関する知識などを時事問題に絡めたり、実際の事例などを交えたりしながら、分かりやすく解説していきます。



司法書士法人ABC代表司法書士
椎葉基史

「世界の相続制度」 特集

いよいよ「リオデジャネイロ・オリンピック2016」が8月から開催されます。世界中から大勢の人がブラジルに集まり、4年に一度のスポーツの祭典が約1カ月にわたり行われます。

では、「相続」に関する制度は「世界」ではどうなっているのでしょうか。オリンピック開催にちなんで、その違いを探ります。

● 2大主義

相続の制度について、世界では2大主義というものがあって、大きく分けて2つの考え方があります。

1つは日本と同様で、相続が発生すると財産も借金も原則全て相続人に下りるといいう制度です。「包括承継主義」といいます。

もう1つはアメリカやイギリスのように「管理清算

世界の2大主義と各国比較（資料）



包括承継主義（財産が丸ごと引き継がれる）

相続原因の発生と同時に、被相続人の財産が包括的に相続人に移転する形態。被相続人の財産は債務も含めて一切が継承される。債務の相続を回避するためには、別の手続きが必要になる。

管理清算主義（財産を管理人が管理する）

相続原因が発生した場合に、相続財産は相続人に承継されず、いったん故人の人格代表者に帰属させ管理させる。その結果プラスの財産が残る場合は、それを相続人が承継する。

	日本	ドイツ	フランス	アメリカ	イギリス
主義	包括承継	包括承継	包括承継	管理清算	管理清算
相続税最高	55%	30%	45%	39%	40%
相続税最低	10%	7%	5%	18%	40%
課税最低額	3600万円	5400万円	1350万円	65160万円	6077万円
相続の開始	死亡によって開始				
相続人	血族	血族	血族	人格代表者	人格代表者
熟慮期間	3ヶ月	6週間	3ヶ月40日	9ヶ月	
単純承認	無限責任	無限責任	無限責任		
限定承認	有限責任		有限責任		
特徴	・熟慮期間を過ぎると、自動的に承継される。	・相続人は指定するのが原則。 ・子が相続放棄した場合でも、孫が相続することができる。 ・生前の相続放棄契約が認められる。	・熟慮期間を過ぎても、自動的に承継はされない。 ・債権者からの請求時に選択する。	・州によっては、「包括承継」の所もある。 ・子供たちには、何も残さないのが常識。	・18歳未満（未婚の場合）、相続人になれない。

平成27年調査。各国の法改正等により一部変更されている場合があります。

主義」という考え方があります。

具体的にいいますと、アメリカやイギリスでは相続が始まると、いったん人格代表者という財産管理人の立場になるかたが間に入って、まずプラスの財産から負債等の清算を行います。そして余った財産を相続人に引き継がせる制度です。そこでもし債務超過になって負債が残れば、そのときはその負債を引き継がなくてもよいというかたちで、しっかりと最初に清算を行うというのがアメリカやイギリスの制度になっています。ですから、原則的に相続人が負債を背負うという制度にはなっていないのです。アメリカ、イギリスに関しては、もと

もと個人主義の考えが強く、負債はそもそも一代限りだろうという発想があります。

● 日本にはない相続人を守る、制度設計

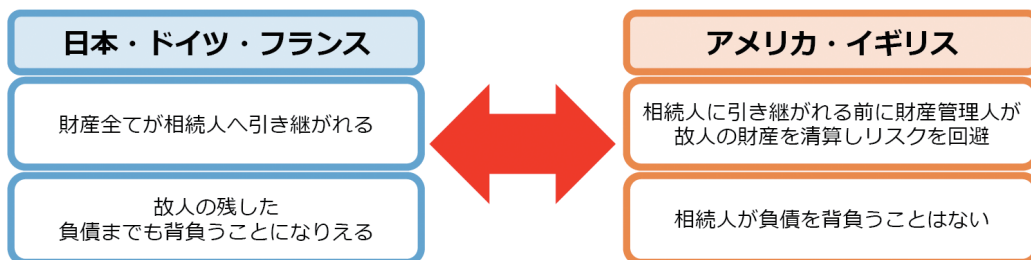
それでは、日本とドイツとフランスという3つの国を比較してみましょう。この3つは財産全てが相続人に引き継がれ、当然負債も引き継がれるのですが、日本とフランスとドイツでは制度が全く同じなのかという状況が異なります。

例えば、日本であれば基本的に3カ月を過ぎしまうと財産、借金を含めて自動的に相続人に相続されるというようになっています。しかしフランスでは仮に3カ月を過ぎても、もし後日になって負債が発覚すれば、そのときはその段階で相続放棄をするための救済

相続人を守る清算管理制度

Innovation for Clients
ABC ABCアライアンス

突然借金を背負うことはない

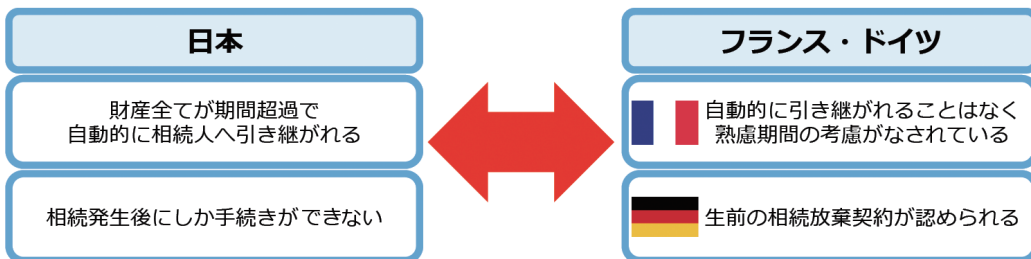


- ・ 個人主義の考えが強く、負債は一代限り
- ・ 遺言や信託制度なども、しっかり整備されている

包括承継主義の国の違い

Innovation for Clients
ABC ABCアライアンス

日本にはない相続人を守る、制度設計



- ・ 同じ承継主義でも、負債について救済措置がある
- ・ 負債相続から、相続人を守っている

措置が制度で設けられています。

また日本では、相続放棄の手続きはあくまでも相続が発生したあとの3カ月以内しか手続きが取れないという制度になっていますが、ドイツでは、生前の相続放棄の契約という制度が認められています。ですから、全てを引き継ぐというケースでも、先進国においては日本と異なり、負債に対してはあくまでも救済措置を設けているのです。

つまり、あとから負債が発覚してもしっかりと相続人が守られるような救済措置が取られています。他の先進国と比べて、日本だけが何もせず放っておくと負債も全て相続されてしまう制度なので、相続人にとっては極めて不親切な制度設計になっているといえます。

第2回 相続の3つの手続き

当法人の代表司法書士・椎葉基史は、業界に先駆け、いち早く、借金などのマイナス財産の相続を指す「負債相続」で困窮する人（＝「負債相続難民」）の救援に乗り出し、現在までに1500件以上の相談に対応してきました。このコーナーでは、「負債相続」についての基礎知識や具体的な事例を紹介します。

法律は「単純承認」「限定承認」「相続放棄」という3つの選択肢を用意

前回はそもそも「相続」とは何なのか、われわれを取り巻く現状はどうなっているのかなどを具体的な数字を示しながら解説しました。今回は法律における相続の手続きについて述べていきます。

まず、今の相続対策の現状についてあらためて説明させていただきます。ちまたでいわれている相続対策は大きく分けて3つあります。節税対策、納税資金対策、そして争族対策です。

「節税対策」はいわゆる相続税の対策です。昨年（2015年）の1月1日に相続税法が改正されて、基礎控除等の全面見直しが行われました。これにより事実上の増税になったわけです。それまでは、全体の相続案件のおよそ4パーセントが課税対象となるといわれていました。税改正によって相続税に対して世間ではかなり盛り上がっていますが、それでも実際には全体の7パーセント程度の案件しか、この相続税の対象にはならないとされています。都心部はもう少し多いということなのですが、それでも全体からするとわずかです。

もう一つが「納税資金対策」です。これは今、不動産の物納が厳しくなっていますので、相続したときに納税するキャッシュがない場合に資金の準備をするというものです。

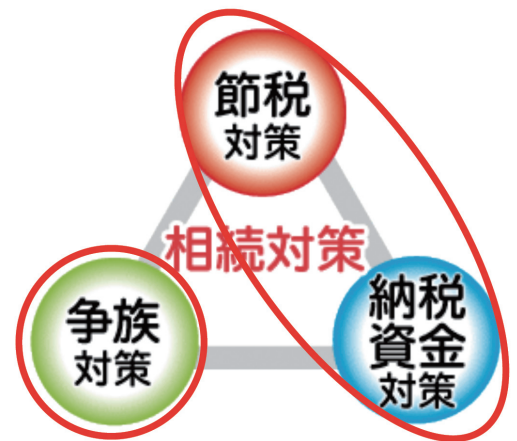
ただ、これも相続税が発生する人の中の不動産がメインの地主さんや都市部の不動産オーナーさんが対象です。ですから、全体からするとまだまだ少ない層を相手にしています。

そして「争族

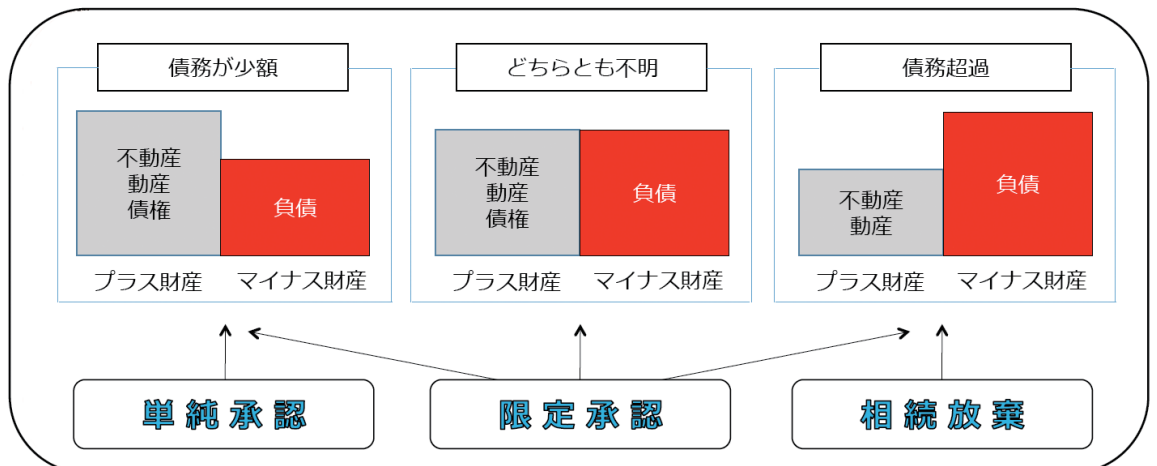
対策」です。よくテレビのドラマや情報番組などでは、遺産分割争いで親族がめめる場面が描かれます。では現状、家庭裁判所に遺産

分割手続きがどれくらい取られているかということ、年間1万件弱です。相続全体のわずか1パーセント程度しかめめる相続争いはないのです。ですから、今取られている相続対策はごくわずかな相続に対してのものでしかないというのが現状です。

前回も述べたとおり、日本の法律では、相続が発生するとプラスの財産も当然下りてきますが、借金も必ず下りてきます。負債もまた相続されるのです。この負債の相続については、現状ほとんど対策が取られて



手続きの手段は3つ



いません。ちなみに、相続発生後、法律は3つの選択肢を用意しています。「単純承認」「限定承認」「相続放棄」という3つの手続です。

もしプラスの財産が大きく、それよりも借金が少ないという場合には、一切を相続するという「単純承認」が取られるべき手続となります。借金が多く、プラスの財産が少ない場合は、いわゆる債務超過ですので、この場合は家庭裁判所で「相続放棄」という手続が用意されています。プラスの財産も借金も両方あるけれども、どちらが多いかは判然としない、リスクだけがあるという場合は、プラスの財産の範囲内だけでし

か借金は引き継がなくてよいという「限定承認」という制度が設けられています。

法律では、故人の残した財産を引き継ぐのか、放棄するのかを決めなければなりません。これを決めるに当たっては、「3カ月の期限」という問題があります。本来、相続放棄、単純承認、限定承認という手続の選択をする際には、相続が始まってから3カ月以内に手続をしなければならないという規定が存在するのです。しかしこの3カ月の期限というのがなかなか一般のかたがたには知識として知られていないという現状があります。(次号に続く)

INFORMATION

セミナー開催情報

● 相続放棄と限定承認の実務について

日 時：2016年7月21日(木)
13時30分～16時30分
会 場：TAP高田馬場(東京)
主 催：株式会社東京アプレザイル

● 借金と相続対策

日 時：2016年7月21日(木)
18時～20時
会 場：中央大学 駿河台記念館620号室(東京)
主 催：一般社団法人日本相続学会

● 負債相続の実務

日 時：2016年9月24日(土)
17時30分～19時30分
会 場：神奈川県川崎市内の会場を予定
主 催：相続寺子屋 武蔵小杉(NPO法人 相続
アドバイザー協議会)

● 第38期 相続アドバイザー養成講座 第10講座

日 時：2016年9月25日(日)
15時10分～17時20分
会 場：TAP高田馬場 NPO法人相続アドバイザー
協議会本部内(東京)
主 催：NPO法人相続アドバイザー協議会

● 事業承継マスター検定講座(第8講座) 事業資金の調達、債務と個人連帯保証 をめぐる問題点

日 時：2016年10月27日(木)
13時30分～16時30分
会 場：TAP高田馬場(東京)
主 催：一般社団法人事業承継検定協会

メディア掲載情報

- ①2016年3月28日 物流Weekly(物流産業新聞社)
「負債相続」支援 社長の相続110番を新設
- ②2016年4月12日配信 時事通信社
「負債相続」に陥らないために 3カ月の期限内に状況確認を
- ③2016年4月13日 静岡新聞(夕刊) シニア面
「負債相続」避けるために 3カ月内に状況確認、手続き(時事通信社配信)
- ④2016年4月15日 陸奥新聞 シニアワイド面
急増する相続放棄 「負債」で苦しまないために(時事通信社配信)
- ⑤2016年4月27日 釧路新聞 シニア面
「負債相続」に陥らないために 3カ月の期限内に必ず状況確認を(時事通信社配信)
- ⑥2016年5月9日 茨城新聞 生活面
3カ月以内に手続きを 金融機関に状況確認(時事通信社配信)
- ⑦2016年6月7日 保険毎日新聞 10面
負債相続の早期解決支援 司法書士法人ABC「社長の相続110番」開設